

令和7年12月16日
福岡市環境局西部工場再整備課

「新西部工場（仮称）整備事業」の入札中止について

令和7年4月21日付けで公告していた「新西部工場（仮称）整備事業」について、入札の手続きに関連して、事業者選定委員と入札参加者との利害関係について確認する必要が生じたため、事業者選定手続きに関する調査を行ってきましたが、調査の結果、入札を中止しましたので、お知らせします。

1 調査の経緯及び調査結果

- ・事業者選定委員から入札参加者との利害関係について確認したい旨の申出があったため、入札の公正性を確認する観点から、国等の公募手続きにおける利害関係を参考に、すべての委員及び関係する入札参加者へ委員と入札参加者がどのような関係性を有しているか等の聞き取り調査を行いました。
 - ・調査の結果、委員1名と複数の入札参加者との間で、資金的・人的な支援を伴って共同で研究活動を行っていることが確認されました。
- （詳細は、別添「事業者選定手続きに関する調査結果」をご確認ください。）

2 入札の中止について

今回確認された委員と入札参加者の関係性は、入札参加資格等の入札の要件に違反するものではありませんでしたが、「公正に入札を執行できない事由が生じるおそれ」があったものと考えられることから、今般、公正性の確保を徹底するために入札を中止することとしました。

3 今後の見通し

今後、本市の入札手続きにおける利害関係規定の見直し、新たな委員の選任、公募条件の再確認を行い、公正性の確保を徹底した上で、再度入札を実施する予定です。

新西部工場（仮称）整備事業 事業者選定手続きに関する調査結果

1 調査の経緯

福岡市では、新西部工場（仮称）の整備において、設計・施工一括発注方式を導入することとし、公募要項及び事業者選定基準並びに事業者及び事業提案書の審査について、専門的な視点から意見を聴くため、令和7年3月3日に「新西部工場（仮称）事業者選定委員会」（以下、選定委員会という。）を設置した。

その上で、令和7年4月21日に入札公告を行い、令和7年6月11日に入札参加表明書及び入札参加資格確認申請書の受付を行った。

その後、選定委員会の委員1名から、入札参加者と共同で研究を行うことについて、利害関係等の規定に抵触しないか確認したい旨の申出があったため、事業提案書の受付を一時停止し、事実関係の調査を行ったものである。

<新西部工場（仮称）整備事業 入札手続き>

令和7年3月3日 第1回事業者選定委員会

（委員会の設置、公募概要（案）について）

同 3月17日 第2回事業者選定委員会

（審査手順・方法、落札者決定基準について）

同 4月21日 入札公告

同 6月11日 入札参加表明書及び入札参加資格確認申請書の受付締切

同 9月26日 事業提案書受付の一時停止

— 事業提案書の受付（当初予定：10月1日）

— 落札者の決定及び公表（当初予定：12月上旬）

2 委員と入札参加者の利害関係等に関する制限

（1）入札説明書の規定

入札参加資格として、「選定委員会の委員又は委員が属する企業と資本面¹又は人事面²において密接な関連がある者ではないこと」を定めている。

（入札説明書 第2、1、(2)、①、ク）

「選定委員会の設置日以降に、本事業について委員に接触を試みた者については、入札参加資格を失う」ことを定めている。（入札説明書 第2、1）

¹ 「資本面において密接な関連のある者」：当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者

² 「人事面において密接な関連のある者」：当該企業の役員（会社法第329条第1項の規定による役員をいう。ただし、社外取締役及び社外監査役の場合を除く。）を兼ねている場合

(2) 委員の誓約事項

委員の就任時に、委員は「職務上知り得た情報を他に漏らしてはならない」こと、「入札参加者に接触してはならない」こと、「入札参加者と資本面又は人事面において密接な関連があると判明した場合は、委員自らの判断で当職を辞すること」について誓約している。(委員就任に当たっての注意事項)

また、入札参加表明の締切後、「入札参加者と資本面又は人事面において密接な関連がない」ことを誓約している。(入札参加者に関する確認書)

3 調査方法

(1) 選定委員会委員

委員は就任時及び入札参加表明の締切後に、入札参加者と「資本面又は人事面において密接な関連がないこと」を確認済である。

しかし、今回の委員からの申出を受けて、入札の公正性を確認する観点から、これ以外の関係性を有している場合についても、国等の公募手続きにおける利害関係を参考に、後記4の項目も含めて、全ての委員に対して、入札参加者とどのような関係性を有しているか及び「選定委員会の設置日以降に、本事業について委員に接触を試みた」入札参加者はなかったかについて聞き取りを行った。

(2) 入札参加者

入札参加者は入札参加資格の申請時に、委員と「資本面又は人事面において密接な関連がないこと」を確認済である。

その上で、委員への聞き取りの中で、これ以外にも関係性が認められた入札参加者に、委員とどのような関係性を有しているか及び「選定委員会の設置日以降に、本事業について委員に接触を試みた」事実はなかったかについて聞き取りを行った。

4 調査内容

(1) 利害関係の確認

国等の公募手続きにおける利害関係の範囲を参考に、以下の関係性の有無を追加で確認する。

- ① 現在又は直近5年間において、委員が入札参加者に所属している。
- ② 現在において、委員の親族（父母、祖父母、配偶者、子、兄弟姉妹、同居人）が入札参加者の役員である。
- ③ 現在又は直近5年間において、委員が入札参加者からの寄附の受領、入札参加者との共同研究等を行っている。
- ④ その他、入札参加者と社会通念上疑義を生じさせる関係がある。

(2) 本事業についての委員への接触の確認

「選定委員会の設置日以降に、本事業について委員に接触を試みた」事実の有無について確認する。

5 調査結果

(1) 委員への聞き取り

7名の委員に聞き取りを行った結果、福岡市に申出を行った委員1名が、複数の応募グループに属する入札参加者合計3社（それぞれ「A社」「B社」「C社」とする。）と前記4(1)③に該当する関係性があることがわかったが、いずれの入札参加者についても「選定委員会の設置日以降に、本事業について委員に接触を試みた」事実は確認されなかった。

(2) 入札参加者への聞き取り

委員との関係性が認められた3社の入札担当者や研究担当者などから聞き取りを行った結果、当該関係性については委員からの聞き取り結果と一致しており、いずれの入札参加者についても「選定委員会の設置日以降に、本事業について委員に接触を試みた」事実は確認されなかった。

(3) 調査により確認された事実

①委員1名は、5年以上前から現在に至るまでA社から資金的支援を受けて共同で研究活動を行っている。また、A社の社員が研究員として、当該委員の勤務先に常駐している。

なお、A社からは、令和8年度以降共同での研究活動の申し入れがあったことから、当該委員は、利害関係等の規定に抵触しないか確認をしたい旨の申出を福岡市に行った。

②当該委員は、5年以上前から令和6年度まで、委員が所属する研究室がB社から資金的支援を受けるとともに、共同で研究活動を行っていた。

③当該委員は、約4年前から現在に至るまで、当該委員が所属する研究会にC社が参加し、共同で研究活動を行っている。

④A社、B社及びC社のいずれも、上記①～③の研究活動の関係者は、本事業の入札に関与していない。

⑤A社、B社及びC社のいずれからも「選定委員会の設置日以降に、本事業について接触を試みた」事実は確認されなかった。

6 総括

① 今回の調査により確認できた委員と入札参加者との関係性は、入札参加資格の要件である「選定委員会の委員又は委員が属する企業と資本面又は人事面において密接な関連がある者ではないこと」に違反するものはなかった。

② いずれの入札参加者についても「選定委員会の設置日以降に、本事業について委員に接触を試みた」事実は確認されなかった。

以上のことから、入札参加資格など入札の要件に違反する事実は確認されなかった。

しかしながら、委員就任以降も含め継続的に複数の入札参加企業から資金的な支援を受けて共同で研究活動を行っていたことや、入札参加企業の社員が委員の勤務先に常駐して委員と接触できる状況であったことは、本事業の入札手続きについて不正な働きかけがあったのではないかと疑われるなど「公正に入札を執行できない事由が生じるおそれ」があったものと考えられる。（入札説明書 第4、2、(9)）。